

交通事故に気をつけ、楽しい夏を過ごしましょう！ 夏の交通事故防止運動

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、7月15日(金)から24日(日)までの10日間を実施されます。

この期間、次の3点を特に注意して、夏の交通死亡事故ゼロを達成しましょう。

1 自動車による交通事故防止

- ・自動車を運転する人は、早めのライト点灯、合図、スピードダウンを心掛けましょう。
- ・夕暮れ時に外出する際は、明るい色の衣服や反射材を身に着けましょう。

2 自転車の交通安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認



3 飲酒運転の根絶

- ・飲酒運転は悪質な犯罪です。危険性、悪質性を再確認しましょう。
- ・二日酔いによる運転も飲酒運転です。してはいけません。

後期高齢者医療保険

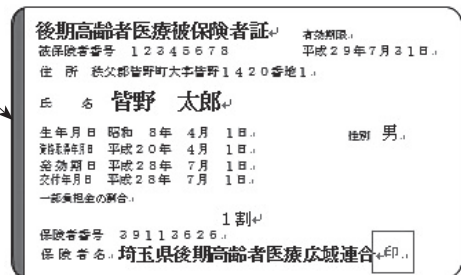
被保険者証の一斉更新

お手持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は平成28年7月31日です。

新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で発送します。(受け取りの際は、印鑑が必要です。)

7月中旬に届かない場合は、下記担当までご連絡ください。

緑色



問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

○免除の内容

保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

○納付猶予

50歳未満のかた(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

○申請

申請先は町民生活課保険年金担当です。

過去2年1か月前の分までさかのぼって申請ができます。申請書は1年度分ごとに1枚提出することになります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

夏は細菌による

食中毒に

「ご注意ください」

気温や湿度が高くなる時期は細菌が増えやすく、病原性大腸菌O157や、カンピロバクターによる食中毒の危険性が高くなります。

食中毒予防の3原則

食中毒菌を

「付けない、

増やさない、

「やっつける」

を実践し、食中毒から身を守りましょう！

① 付けない

手洗い・調理器具・食材の洗浄をしっかりと行ないましょう。
焼肉・バーベキュー時、食べる箸と焼く箸は使い分けましょう。

② 増やさない

作った料理はできるだけ早く食べましょう。保存する場合は冷蔵庫などを上手に使い、細菌の増殖を抑えましょう。

③ やっつける

加熱して、食中毒菌を死滅させましょう。特に、お肉は中心部まで十分に加熱(中心温度75℃、1分以上)してから食べましょう。

問合せ 秩父保健所

生活衛生・薬事担当

☎22-3824